

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年8月6日
近畿地方整備局
局長 布村 明彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務において検討対象としている「貯水池周辺の地すべり調査設計と対策技術指針・同解説(原案)(以下、「指針案」という。)」は、ダム貯水池の地すべり対策について、全国の地すべり事例をふまえて、最新の調査・解析技術を取り入れ、平成18年度にとりまとめられたものである。

本業務は、「貯水池周辺の地すべり調査設計と対策技術指針・同解説(原案)(以下、「指針案」という。)」について、指針を裏付け補強するための地すべりの現象分析や解説の見直し検討を行い、加えて現場において指針案が実用的かつ適切に活用されるための参考図書を作成するものである。なお、貯水池周辺の地すべりは高度かつ専門的事項であることから、業務の実施にあたっては、中立的な立場を堅持しつつ学識者等による委員会の意見を聞きながら検討を行うものである。

本業務の成果を的確かつ高品質なものとし、過年度と一貫した検討方針による指針案の作成を行うためには、指針案の作成における意思決定過程を熟知していること、全国的に適用される技術基準等に精通し、中立的な立場からこれらを作成する能力があること、ダム貯水池という特殊な条件下での地すべりに関する広範な技術基準等に精通し高度かつ総合的な検討業務の実績を有することが必須である。

このことから、(財)国土技術研究センター(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名	貯水池周辺の地すべりに関する業務	
(2) 業務内容	計画準備	1式
	地すべりの現象解析	1式
	参考図書の作成	1式
	委員会の開催・運営	1式
	報告書とりまとめ	1式
(3) 履行期限	平成20年3月20日	

3. 業務目的

本業務は、「貯水池周辺の地すべり調査と対策技術指針・同解説(原案)」について、同指針を裏付け補強するための地すべりの現象分析や解説の見直し検討を行い、加えて

現場において実用的かつ適切に活用されるための参考図書を作成することにより、ダム事業の技術水準を確保し、より確かな社会資本整備に資するものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

平成18年度においてとりまとめられた指針案のスキームや検討手法等について、熟知していること。

全国的に適用される技術基準もしくは通達等に精通していること及び中立的な立場からこれらを作成する能力を有していること。

ダム貯水池周辺の地すべりについての調査解析や対策工に関する高度かつ総合的な技術と知見を有していること及びこれに関する高度かつ総合的な検討業務の実績を有すること。

3) 業務執行体制に関する要件

本業務の実施に必要不可欠である「貯水池周辺の地すべり調査と対策技術指針・同解説(原案)」の内容に関して中立的な立場で確認・助言を得るための、学識者・専門家等との協力体制がとれること。

本業務を執行するために必要な(2)で規定する「資格要件」「業務実績」を有する技術者が適正に配置可能なこと。

4) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について1件以上の受注実績を有している者。

同種業務： 国の機関の発注によるダム事業に関する技術指針等の作成に関する業務（中立的な立場で、学識者による検討組織の運営により検討したものに限る。）

類似業務： 国の機関又は地方公共団体の発注による貯水池周辺の地すべり対策についての調査・解析検討に関する業務（前同。）

平成14年度以降において、国の機関(事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人含む)又は地方公共団体（都道府県、政令市に限る）の業務発注に限る

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

配置予定管理技術者

・資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

ア) 技術士(総合技術監理部門)を有する者。ただし、建設部門の選択科目により取得した者。

イ) 技術士(建設部門)の資格を有する者。ただし、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、13年以上の実務経験を有する者。

ウ) R C C M (河川)の資格を有する者。

エ) 国土交通大臣認定者(建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定された者。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締結国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)についても、建設コンサルタント登録規程により技術管理者として認定を受けている必要がある。)

・同種業務の実績

下記に示される同種又は類似業務について1件以上の受注実績を有している者。

同種業務： 国の機関の発注によるダム事業に関する技術指針等の作成に関する業務(中立的な立場で、学識者による検討組織の運営により検討したものに限る。)

類似業務： 国の機関又は地方公共団体の発注による貯水池周辺の地すべり対策についての調査・解析検討に関する業務(前同。)

平成14年度以降において、国の機関(事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人含む)又は地方公共団体(都道府県、政令市に限る)の業務発注に限る。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒540-8586 大阪府中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第一号館
国土交通省近畿地方整備局 河川部 河川計画課 調査第二係
電話：06-6942-1141(代)(内線3636)
FAX：06-6942-0865

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成19年8月7日から平成19年8月24日まで
(土、日曜日及び祝日は除く。交付時間は10時00分から16時00分まで)
交付場所 (1)に同じ。
提出方法 手渡しとする

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限 平成19年8月27日16時00分
提出場所 (1)に同じ。
提出方法 持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年9月10日16時00分
- (4) 近畿地方整備局(港湾空港関係を除く。)における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。